

「石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の委託業務」に関する  
参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公告

平成 26 年 8 月 18 日  
独立行政法人環境再生保全機構  
契約担当職 理事 佐野 郁夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

### 1. 当該招請の趣旨

本業務については、石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の委託業務を行うもので、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものです。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、J F Eテクノロジー株式会社及び帝人エコ・サイエンス株式会社（以下「特定事業者」という。）との契約手続きに移行します。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者が他にいる場合にあっては、当該応募者に対し医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測の能力を有するかの審査を行う予定です。

医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測の能力を有すると判断された者が複数いる場合にあっては、予算総額の範囲内において複数者と契約手続きを行います。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名：石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の委託業務
- (2) 業務内容及び履行期限：仕様書を参照
- (3) 業務の規模：平成 26 年度では機構より提供する観察試料を用いて 5 検体程度を、特定事業者（審査に合格した参加事業者があればその者を含む）において順番により観察試料を振り分けて計測する予定である。

### 3. 応募要件

#### (1) 基本的要件

- ① 競争に参加することができない者
  - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - イ 独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則第 5 条の規定により資格停止処分を受けている者。
- ② 平成 25・26・27 年度競争契約参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
- ③ 国の統一資格審査での「資格審査結果通知書」の写しを提出できる者であること。
- ④ 暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

(2) 設備環境に関する要件

機構からの繊維計測依頼に応じて「Energy Dispersive X-ray Spectroscopy (EDX) 機能付き」の透過型電子顕微鏡（以下「TEM」という。）を使用できる環境をもっていること。

(3) 業務実績に関する要件

TEM を用いた生体試料の計測実績があること。

(4) 試験試料を用いた繊維計測

応募者が（１）～（３）の要件を満たす場合、機構から提供する試験試料を用いて繊維計測を行い、その結果を提出すること。なお、計測結果は委託業務仕様書に示す様式に沿って報告すること。（費用は応募者の負担とする。）

4. 手続き等

(1) 担当部署

仕様書の配布、応募先及び問い合わせ先

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 ミューザ川崎セントラルタワー9F  
独立行政法人環境再生保全機構 石綿健康被害救済部企画調整課 影山、増子  
TEL:044-520-9614 FAX: 044-520-2193

(2) 仕様書等の交付期間、場所及び方法

期間：本公示の日から平成 26 年 9 月 1 日までの土曜日、日曜日を除く、10 時 00 分から 12 時 00 分まで及び 13 時 00 分から 17 時 00 分まで。

場所及び配布方法：上記 4.（1）にて配布

(3) 参加意思確認書等の提出期限、場所及び方法等

- ① 期限：平成 26 年 9 月 2 日 17 時 00 分まで
- ② 場所：4.（1）に同じ
- ③ 方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）によること。
- ④ 提出書類

- ・参加意思確認書
  - ・3. 応募要件（（4）を除く。）を満たすことを証する書面
  - ・会社概要（会社概要が分かるパンフレットで代替可）
- ※提出書類は返却いたしません。

5. その他

- (1) 参加意思確認書の作成及び検体試料の測定に係る諸経費については、応募者の負担とする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 4.（1）に同じ。
- (4) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

以上

○独立行政法人環境再生保全機構契約事務取扱細則（抄）

平成 16 年 4 月 1 日

細則第 20 号

（一般競争等に参加させることができない者）

第 4 条 機構は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を、一般競争に参加させることができない。

（一般競争等に参加させないことができる者）

第 5 条 機構は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後、資格停止期間を定めて一般競争等に参加させないことができる。ただし、以下の各号の二以上に該当すると認められるとき、又は、極めて悪質な事由若しくは極めて重大な結果を生じさせたときは、一般競争等契約に参加させない期間を延長することができるものとする。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意又は過失（瑕疵が軽微であると認められる場合を除く。）によって工事、製造若しくは調査を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為その他信義則に反した行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 前各号の一に該当する事実があった後、資格停止期間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当職等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争等に参加させないことができる。

3 第 1 項の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、環境再生保全機構の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて契約担当職等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当職等へ報告を行います。

石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る  
肺内石綿繊維計測等の委託業務仕様書

1. 業務の目的

石綿による健康被害の救済に関する法律における肺がんの認定では、肺内組織にある石綿小体又は石綿繊維の本数が一定量以上あることが認定基準のひとつとされており、環境省の医学的判定において、肺内石綿小体又は石綿繊維の計測が求められた場合には、機構は、医療機関等に肺内組織の提出を求め当該組織を用いて外部の検査機関に石綿小体又は石綿繊維の計測を依頼し、その結果を医学的資料として環境省に医学的判定を申し出ている。

肺内組織の石綿繊維の計測については、現在のところ計測可能な機関が1機関に限られており、石綿繊維の計測に2年から3年以上を要している事案が発生してきている。

このため機構では、民間検査機関において透過型電子顕微鏡を用いて肺内石綿繊維の計測ができるよう平成22年度から育成事業を実施しており、平成24年度から開始の第3次事業では企画競争により2事業者（以下「特定事業者」という。）の参加を得て、計測に必要な石綿繊維を同定する技術とそれらを定量的に計測する技術の習得に努めてきたところである。

今般、これら第3次事業の成果を踏まえ、第3次事業に参加した特定事業者と肺内石綿繊維計測のための契約を締結し、環境省の医学的判定において石綿繊維の計測を求められた事案について、環境省が行う精度管理事業とも調整を図りながら計測を行い、当該計測結果を環境省の医学的判定に申し出ることを目的としている。

2. 業務の内容

機構より提供する繊維計測試料（以下「観察試料」という。）を用いて以下の業務を実施すること。なお、提供する観察試料は肺内石綿小体本数が乾燥肺重量1g当たり1,500本以上から5,000本未満のものを対象とする。

(1) 繊維計測

機構が指定する医療機関等から送付された観察試料について、「Energy Dispersive X-ray Spectroscopy（エネルギー分析型X線分析装置）機能付き」の透過型電子顕微鏡（TEM）を用いて繊維計測を行うこと。計測に当たっては以下の計測方法に沿って行うこと。

- ① 1枚のグリッドについて、膜の破損・重なり合いのない目開き（電子顕微鏡用試料（グリッド）内のメッシュ（網目状）の穴）を選択し、そのグリッド内の移置を記録すること。また、選択した目開き全体の低倍率写真を撮影した後、「2.（1）②」の計測を行うこと。
- ② 選択した目開き全面を観察し、長さ1 $\mu$ mを超える線維状物質（アスペクト比3を超える線維）を検出すること。観察は1 $\mu$ mを超える線維が識別できる倍率に設定して行うこと。なお、検出された線維状物質が石綿繊維であるかの判別は、原則としてEDS分析及び必要に応じて電子回析により行うこと。また、石綿繊維については、その形状写真（画像）と判定根拠としたデータ（EDSスペクトル、電子回析パターン等）を記録・保存すること。

- ③ 検出したすべての石綿繊維について、そのサイズ（長さと幅）と種類、石綿繊維と判定した根拠（EDS、電子回析、内部構造）を一覧にして別添2「繊維計測結果報告書（様式1～3）」に記載すること。計測者が石綿繊維と確実に判定できない線維状物質についても、「2.（1）②及び③」と同様に報告を行うこと。
- ④ その他、具体的な計測基準等については、「石綿健康被害救済制度の石綿繊維計測委託業務における繊維計測ガイドライン」（「石綿健康被害救済制度の石綿繊維計測委託業務における繊維計測ガイドライン」は機構石綿健康被害救済部にて閲覧可）に沿って行うこと。

## （2）繊維計測結果等の報告

- ① 計測結果について、別添1「石綿計測結果報告書（判定様式第6号）」及び別添2「繊維計測結果報告書（様式1～3）」又は同等の内容を含む報告書を、繊維計測を行った検体ごとに作成し、機構へ提出すること。

また、計測した開口部（目開き）の電頭グリッド上の位置記録、「2.（1）③」に関する線維状物質の画像とEDS分析及び電子回析データ（以下、計測結果報告書等と併せて「成果物」という。）を提出すること。

なお、計測済みの観察試料についても併せて機構又は機構が指定する場所へ返送すること。
- ② 成果物の提出までに要する日数（納期）

原則として、1検体につき観察試料の受領後、45日以内に機構へ成果物を提出すること。なお、納期を大幅に超える計測時間が必要な場合や、早々に計測結果報告書等を提出できる場合には、機構担当者の指示に従い、個別に対応することとする。
- ③ 成果物の仕様及び提出方法  
成果物の仕様については別紙2「成果物の仕様等について」のとおりとする。また、成果物の提出に当たっては、個人情報等を含むことから、原則として簡易書留又は配達証明による郵送による提出とし、機構担当者から別途指示がある場合にはそれに従うものとする。
- ④ 本業務の実施に当たっては、計測の結果が石綿健康被害救済制度における医学的判定の結果に影響を及ぼすこと、受託者以外の医療機関等が行った計測結果とばらつきが生じることによる石綿健康被害者の不利益を防ぐ等の観点から、機構が求める場合には、受託者が作成した計測結果等について、機構が求める追加資料等の提供に可能な限り協力すること。
- ⑤ 本業務の実施の流れについては別紙2「肺内石綿繊維計測における委託業務実施の流れ」を参照すること。

## 3. 業務実施期間

契約締結日から平成28年3月31日までとする。

## 4. 委託費の支払い

機構が定める契約単価に基づく都度ごとの実績払いとする。

(参考)

過去2年間において判定小委員会の医学的判定において繊維計測が求められた案件（実績値）については、以下のとおりである。

- ・平成24年度：16件（うち本業務の対象となる肺内石綿小体本数のものは8件）
- ・平成25年度：12件（うち本業務の対象となる肺内石綿小体本数のものは11件）

5. 委託業務実施に当たっての留意事項

(1) 観察試料の收受

- ① 受託者は、機構からの連絡を受けて、機構が指定する医療機関等から送付される観察試料を收受すること。
- ② 観察試料の收受後は、原則として、機構が指定する担当者に検体收受の連絡を遅滞なく行うこと。連絡の方法については、電子メール又は電話等、機構と請負者において定める方法によるものとする。

(2) 管理体制

- ① 石綿繊維を含む肺組織（観察試料）については、取扱いを厳重かつ丁寧に行うとともに、紛失及び察試料の取り違え等を生じないための受付・管理体制を用意すること。
- ② 人員体制、技術者について、計測担当者、連絡窓口担当者、統括責任者など本業務に係る人員及び体制を明らかにしたものを提出すること。計測担当者については、保有資格、石綿繊維計測従事年数を記載すること。

(3) 守秘義務

受託者は、業務上知り得た患者に関わる秘密事項を如何なる場合においても第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除及び契約期間が終了した後においても同様とする。

なお、受託者は、研修等を通じて作業従事者に対して、プライバシーの保護の重要性を十分に認識させるなど、個人情報保護に万全を期すること。

6. 提出物

次の書類を予め提出するものとする。

- ① 繊維計測実施場所（検査機関等を1箇所特定すること。）
- ② 連絡担当者の所属営業所、職名及び氏名とその連絡先
- ③ 連絡担当者が不在の時の連絡体制
- ④ 個人情報を扱うため、社内で措置されている規定又は個人情報保護に関する第三者認証（写し）等

7. 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、機構が保有するものとする。ただし、機構が許可する場合は、この限りではない。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」と

いう。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

- (3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

#### 8. その他

- (1) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、機構及び受託者との間で速やかに協議して決定するものとする。
- (2) 「石綿健康被害救済制度の石綿繊維計測委託業務における繊維計測ガイドライン」の閲覧を希望する入札参加希望者は、あらかじめ以下の連絡先に連絡の上、訪問日時を調整すること。  
なお、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。

連絡先：石綿健康被害救済部申請課（TEL：044-520-9616 担当：北川、湯澤）

以上



平成 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職 理事 佐野 郁夫 様

提出者 〒  
住所  
団体名  
代表者役職氏名 印  
担当者所属役職氏名  
連絡先 メールアドレス  
TEL  
FAX

「石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等の委託業務」に係る参加意思確認型公募において、応募要件を満たしており、医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測の能力を有するかの審査に移行することを前提として、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 応募要件

- ※ 応募要件を満たしている根拠等について記載すること。  
記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 会社概要

- ※ 会社概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。  
記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

以上

別紙様式第2

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職 理事 佐野 郁夫 様

提出者 ㊦

住所

団体名

代表者役職氏名

印

公告3. 応募要件(2)については、下記のとおり対応します。

記

(注意事項)

適宜必要書類を添付すること。

別紙様式第3

平成 年 月 日

独立行政法人環境再生保全機構

契約担当職 理事 佐野 郁夫 様

提出者 〒

住所

団体名

代表者役職氏名

印

公告3. 応募要件(3)については、以下のとおりです。

業務分類	〇〇に関する業務		
業務名			
履行期間			
発注機関名			
業務の概要			
技術的特徴			
業務の取り組みで工夫した点			

# 「石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等委託業務審査委員会」設置要綱

## 1 目的

石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等委託業務について適正な契約に資するため、参加意思確認型公募に基づいて参加意思確認書が提出された場合に当該参加意思確認書の審査を行うことを目的として、「肺内石綿繊維計測等委託業務審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

## 2 委員会の事務

- (1) 委員会は、「石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等委託業務」に係る参加意思確認型公募の募集要領に基づき、提出された参加意思確認書について、応募要件を満たすものであるか否かを審査する。
- (2) 委員会は、審査結果について、「石綿健康被害救済制度における医学的判定に係る肺内石綿繊維計測等委託業務」の参加意思確認書審査結果報告書を委員長に提出する。
- (3) 委員会は、当該応募者が応募要件を満たすと判断した場合に、当該応募者に対し医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測能力を有するか否かを審査する。
- (4) 医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測能力を有するか否かを審査に当たっては、専門的な知識等を要することから、委員長が必要と判断する場合には、外部の者を委員として定める。
- (5) 委員会は、審査結果について、医学的判定に用いることが可能な肺内石綿繊維計測能力結果報告書を委員長に提出する。

## 3 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長	石綿健康被害救済部長	木村 英雄
副委員長	石綿健康被害救済部申請課長	福山 賢一
委員	石綿健康被害救済部申請課専門調査役	湯澤 五月
	石綿健康被害救済部申請課係員	北川 浩太
	石綿健康被害救済部企画調整課課長代理	影山 武司
	その他委員長が指名する者	

## 4 委員会の開催

- (1) 委員会は委員長が招集する。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席により成立するものとする。ただし、緊急その他の事由により、委員長が特に認めた場合は、持ち回り合議によることができる。
- (3) 委員長は、委員長を含む委員の出席が困難な場合は、他の者を代理として出席させることができる。

5 委員会の議事

委員会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

6 委員会の事務局

委員会の円滑な運営を支援するため、石綿健康被害救済部申請課に事務局を置く。

7 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

以上